

ひろしま感性モニター制度

ひろしま感性イノベーション推進協議会では、感性工学等を活用したモニター調査により商品の“価値づくり”を目指す会員企業を対象に、会員企業の相互協力によるモニター制度を運営します。会員企業の社員がモニター協力者となることで、自社商品のモニター調査を他社のモニター協力者に依頼できるとともに、他社のモニター調査にも協力していただく仕組みです。モニター制度を活用して、「人間の“感性に訴える”ものづくり」をしてみませんか！

モニター制度の仕組み

1 モニター制度への登録

会員企業



協議会事務局



まずは、モニターとして協力できる社員の方と企業をモニター制度に登録します。

2 調査設計・モニター依頼

登録企業



モニター調査を依頼したい登録企業は、調査内容を自社で検討して、事務局にモニター調査を依頼をします。

3 モニター協力者への依頼

他の登録企業



事務局から、モニター登録をしている他社のモニター協力者に協力依頼をします。

4 モニター調査実施

モニター協力者



写真や実物を見ながら、モニター協力者は専用のウェブページから調査内容を回答します。

※モニター協力者へは秘密保持に同意していただきます。

« 平成29年11月20日(月)より制度開始 »

裏面のQ&Aもご覧ください。

問い合わせ先

ひろしま感性イノベーション推進協議会 事務局

広島県商工労働局イノベーション推進チーム新産業支援グループ内

平成29年度ワーキンググループ運営業務委託先 (公社) 中国地方総合研究センター

TEL : 082-245-7900 E-Mail : kansei@ccrc.or.jp



ひろしま感性モニター制度Q&A

※モニター制度に関する詳細は、ひろしま感性イノベーション推進協議会のホームページ (<https://www.h-kansei.jp/>) より、「事業案内」⇒「モニター制度」へ進んで内容を御確認ください。

Q. モニター制度に登録するには何か条件がありますか？

A. モニター制度へ参加いただくには、「ひろしま感性イノベーション推進協議会」に入会していただく必要があります。協議会の会員であれば以下の条件によりどなたでも登録可能です。

- ◆ モニター制度の趣旨に賛同いただける会員企業であること。
 - ◆ モニター調査を受け入れるモニター協力者を社内で確保できること。
 - ◆ インターネット（電子メールを含む）を利用できる環境であること。
 - ◆ 運営に必要な範囲に限り、企業情報及びモニター協力者情報を提供できること。
- ※ ご提供いただく個人情報、商品情報等は、諸規程を定め、適切な運用を行います。

Q. ひろしま感性イノベーション推進協議会に入会するにはどうすればいいですか？

A. 協議会ホームページの「会員募集」にある専用用紙をダウンロードし、事務局まで電子メール (syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp) 又はFAX (082-223-2137) によりお送りください。

Q. どうやってモニター制度に登録すればいいですか？

A. 協議会ホームページ「会員専用」⇒「モニター制度」⇒「モニター企業登録」へとお進みください。入力フォームからモニター制度への登録が可能です。

※ 「事業案内」⇒「モニター制度」から入ることもできます。

Q. どのようなモニター調査ができますか？

A. 調査方法は以下の2種類があり、モニター協力者には専用のウェブページを活用して回答していただきます。

- ①「外観モニター」－写真等の画像を見ながらアンケートに回答してもらう調査方法
- ②「サンプルモニター」－商品をモニター協力者へ送付し、実際に見たり触ったりしながらアンケートに回答してもらう調査方法

Q. どんな商品がモニター調査できますか？

A. モニター調査の対象となるのは、食料品、衣類、機械装置等、開発中又は既に販売済みで改良を検討している商品です。

なお、モニター協力者に商品を送ってモニター調査を行う「サンプルモニター」については、食料品の取り扱いや送付できる大きさ等に制限があります。

◆取扱制限（サンプルモニターのみ）

・外寸（縦+横+高さ）計80cm ・重量5kg以内 ・賞味期限等が1週間以上

Q. 費用はかかりますか？

A. 協議会への入会、モニター制度への登録についてはどちらも無料です。

ただし、「サンプルモニター」での調査に必要な商品等の作製費用、郵送費用等は実費負担となります。